

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施基準

第1 一般基準

1 補助事業は、実施計画書に基づき、生産性を向上させるためスマート農業の導入や、認定農業者等の意欲ある担い手や新規就農者・民間企業等の新たな担い手への支援、経営の法人化や多様化等を目指す経営体の育成など、多様な担い手をの確保・育成や環境負荷低減型の農業を推進するために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するものとする。

なお、その際、プランに即した本県農業・農村の確立を図るために、地域の取り組むべき課題を整理し、テーマを設定するものとする。

2 同一事業主体内及び同一市町村で推進事業を複数実施する場合は、事業間の取り組みや経費等について重複のないようにすること。

なお、事業間で重複や活動内容が不明確な場合には、変更や取り消しも含め、適正な事務処理に努めること。

3 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

4 事業主体は、整備事業を実施するに当たって過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減を図るものとする。

また、請負業者の選定等に際しては、原則として事業主体自らが3者以上からの競争入札により行いコストの縮減を図るものとする。

ただし、事業主体が農事組合法人、認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体等である場合であって、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合にあっては、3者以上からの見積合わせにより実施できるものとする。

5 本事業における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」（以下「基盤法」という。）第12条第1項の規定より、農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

(2) 認定新規就農者とは、次のいずれかをいう。

① 基盤法第14条の4第1項の規定より、青年等就農計画の認定を受けた者。

(3) 農事組合法人とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの。

(4) 農地所有適格法人とは、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人であって、農地法第6条に基づき市町村農業委員会へ報告されているもの。

(5) 集落営農組織とは、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

① 「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農を行っていること。

ア 「集落を単位として」とは、次のものをいう。

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。（他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。）

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含める。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とすることができる。

イ 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意とは、集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとする。

- a) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- b) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- c) 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- d) 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- e) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- f) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まない。

- i 農業用機械の所有のみを共同で行う取組。
- ii 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組。

② 代表者の定めがあること。

③ 組織及び運営に関する規約が定められていること。

(6) 中山間地域とは、「山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）」「過疎地域活性化特別措置法（平成2年3月31日法律第15号）」「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年6月16日法律第72号）」により指定された地域及び農林統計区分に用いる中間農業地域又は山間地域とする。

(7) 耐用年数とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定めるものをいう。

(8) 農地中間管理機構とは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）第2条第4項に定めるものをいう。

6 事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第6条の規定に基づき農業振興地域と指定された地域であること。

ただし、新時代対応型はこの限りでない。

7 補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る雇用労働者の労務費並びに資材費及びその他必要な経費を補助の対象とすることができるものとする。

8 補助対象となる機械、施設について

(1) 補助対象となる機械、施設は、受益戸数が3戸以上で、耐用年数が概ね5年以上のものとする。

ただし、認定農業者及び認定新規就農者が単独で整備する機械、施設については、受益戸数要件は適用しないこととし、補助対象となる機械、施設は、耐用年数が5年以上のものとする。

なお、既存施設又は資材の有効利用等の観点から、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築・改築、補修・改修、併設若しくは合体の事業、古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

前記の「合体の事業」とは、他の事業（国庫補助事業を含む。）の施設整備と物理的な連続性を確保して整備される事業とする。（例えば、壁等仕切の共有）なお、この場合、着工前に国に模様替え届を提出するものとする。

また、農業機械についても、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械を補助の対象とすることができるものとする。この場合の農業機械は、原則として、残存耐用年数が2年以上のものとし、農業機械メーカー等による査定書を徴収するものとする。

(2) トラックやフォークリフト等汎用性の高い機械並びに消耗品は、補助対象としない。

ただし、ショベルローダー等については、次の全てを満たす場合に限り補助対象とできる。

- ① 他用途に使用されないこと。
- ② 農業経営において真に必要であること。
- ③ 導入後の適正利用が確認できるものであること。

(3) 補助対象となる機械、施設は、農業用機械施設補助の整理合理化通知（昭和57年4月5日57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

9 農業用機械の導入にあたっては、「群馬県における特定高性能農業機械の導入に関する計画」に基づき、原則として受益面積に応じた能力を有するものとし、記載のない機械についても、これに準じた適正な能力、台数の導入とするものとする。

なお、補助事業の実施にあたっては、既存の機械・施設等含めた導入計画整理表を作成すること。

10 農業者の組織する団体等が事業主体の場合における共同性について

(1) 機械・施設等を新規に導入し、下記の共同要件を原則として3つ以上満たすものであるこ

と。

共同要件…種類・品種の統一、作型の統一、施肥管理の統一、生産資材の共同購入、
出荷資材の共同購入、共同育苗、共同防除、共同出荷、共同経理 等

(2) 事業により導入した機械・施設等の管理規程及び利用規程が定められており、耐用年数期間内における財産の管理が明確になっていること、若しくは、見込まれるものであること。

11 事業主体となりえる農業者の組織する団体は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。ただし、農業協同組合は対象としない。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること。
- (3) 農業者が構成員の過半を占めること。

12 事業主体となりえる認定農業者の補助対象となる機械、施設は、基盤法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要なものとする。

13 集落営農組織等の農業者が組織する団体(以下「集落営農組織」という。)が、本事業により取得した財産の取扱いは次のとおりとする(法人化前後の組織の同一性が担保できる場合に限る)。

(1) 財産の譲渡

集落営農組織が、当該組織の法人化にともない法人化後の組織へ譲渡する場合(有償を含む)は、補助金返還を要しないこととする。

ただし、処分制限期間内は、補助条件を継承することを条件とする。

(2) 遊休期間中の財産の貸付

① 有償

集落営農組織が事業実施時に策定した利用計画の遊休期間内において、有償で一時貸付けを行う場合は、貸付により生じる収益(貸付による収入から管理費その他貸付に要する経費を差し引いた額)に補助率を乗じた額を県へ返還することとする。

なお、貸付を行うことで本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさないことを条件とする。

② 無償

集落営農組織が事業実施時に策定した利用計画の遊休期間内において、無償で一時貸付けを行う場合は、貸付を行うことで本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさないことを条件とする。

(3) 1年以上の長期貸付

残存簿価に補助率を乗じた額を県へ返還すること。

(4) 上記(1)～(3)以外の場合は、案件ごとに知事と協議を行うこととする。

14 既存利用施設・機械の代替えとして、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新)及び共同利用施設の付帯施設のみの整備は、補助対象としないものとする。

15 施設等の設置に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む県産材・国産材の木材の利用促進に配慮するものとする。

16 事業主体の運営経費的(毎年発生する経常経費)な事業については、補助対象としない。

17 補修・改修事業について

認定新規就農者が行う場合に限り認める

第2 個別基準

1 事業主体、事業内容、補助率、補助金上限額は次のとおりとする。

事業主体	目的・事業内容	補助率	補助金上限額
1 新時代対応型 ・集落営農組織 ・農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10に規定する法人。) ・農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人。)ただし、1戸1法人を除く。 ・農業公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) ・農業者の組織する団体 ・認定農業者(ハード事業のみ) ・既に認定農業者の協議を行っており、交付申請までに認定が確実な者	【ソフト事業】 ・法人会計研修 ・労務管理・経営分析 ・先進事例調査 ・新商品の企画・開発 等	ソフト事業 50%以内	25万円
	【ハード事業】 1 スマート農業支援タイプ ① I O T、I C T 農業用機械等の導入 2 担い手支援タイプ ① 農業用施設、農業用機械等 ② 環境に配慮した取組 ア 農業用施設 ・ハウス被覆資材の張替え ・パイプハウスの建て替え及び保温性の高い内張資材 イ 農業用機械 ・排出ガス規制適合車への買換 ・低燃費車及び機械への買換 ・省電力機械への買換 ・低燃費・省電力機械への買換 ・粉塵飛防止機械の導入 ウ 特認	ハード事業 30%以内 (環境に配慮した取組は15%以内)	200万円
2 新規就農者支援型 ・認定新規就農者(ただし、ソフト事業は、認定新規就農者を含む3戸以上で実施のこと。) ・既に認定新規就農者の協議を行っており、交付申請までに認定が確実な者	【ソフト事業】 ・経営分析 ・市場調査 等	ソフト事業 50%以内	15万円
	【ハード事業】 ・農業用施設 ・農業用機械 ・ハウス・作業舎等の修繕 等	ハード事業 50%以内	200万円
3 アグリビジネス参入型 ・農業生産活動を行う中小企業	・農業用施設 ・農業用機械	ハード事業 30%以内	200万円

2 前項の事業主体は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 新時代対応型

スマート農業支援タイプ、担い手支援タイプ（環境に配慮した取組は除く）の対象となる機械、施設等は成果目標の達成に結びつくものとする。なお、環境に配慮した取組は、燃料消費量や化学物質の排出量の低減など地球環境に配慮した省エネルギー対策を積極的に取り入れる取組や、混住化が進む中新たに問題となっている環境対策を行う取組に対し支援するものとする。

(1) スマート農業支援タイプ、担い手支援タイプ（環境に配慮した取組は除く）

① 成果目標要件

次のア～サのいずれかのうち2つ選択する。

なお、オ～サについては、事業主体自らが目標値を設定するものとする。

ア 経営の法人化

次のうちいずれかを行うこと。

- a) 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第49条及び商業登記法（昭和38年7月9日法律第125号）に基づく設立登記を行うこと。
- b) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項及び商業登記法（昭和38年7月9日法律第125号）に基づく設立登記を行い、行政庁へ設立の届出を行うこと。

イ 6次産業化

次のうちいずれかを行うこと。

- a) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- b) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- c) a)又はb)に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

ウ 認定農業者

基盤法第12条第1項の規定により、市町村から農業経営改善計画の認定を受けること。

ただし、既に認定協議を行っており、交付申請までに認定が確実な者は事業主体となり得る。

エ 経営規模拡大

受益者の対象品目の栽培面積(施設の整備面積又は機械・施設の受益面積)は、露地栽培で1ha（果樹は50a）以上、施設栽培30a以上とする。

ただし、中山間地域においては、露地栽培で50 a 以上（こんにゃくいもを除く）、施設栽培15 a 以上とする。

- オ 品質の向上
- カ 農業所得の向上
- キ 新規作物の導入
- ク 単位面積当たりの収穫量の増加
- ケ 耕作放棄地の解消

過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は農地中間管理機構を活用した使用貸借等により現状より概ね30 a 以上経営面積の拡大を行うこと。

コ 農業経営の複合化

土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組むこと。

サ 効率化、省力化

(2) 担い手支援タイプ（環境に配慮した取組）

① 農業用施設

ア ハウスの被覆資材の張替で本事業の補助対象とするのは、既存の被覆資材より長期間展張可能な被覆資材とし、5年展張以上の資材を対象とする。

なお、パイプハウスの建て替えを行う場合にも同様とする。

イ 保温効果の高い内張資材のみの整備はパイプハウスの建て替えと一体的に実施する場合のみ対象とし、内張資材のみ整備は対象としない。

② 農業用機械

対象となる農業用機械は次のいずれかの要件を満たしているものとするが、耐用年数が5年未満のもの及びトラックやフォークリフト等の汎用性の高い機械及び消耗品は対象としない。

ただし、第1の9の(2)の要件を満たす場合に限り、ショベルローダー等は対象とできる。

ア 排出ガス規制適合車

耐用年数を経過し、特定特殊自動車排出ガス規制に関する法律に適合していない農業用機械から、同法律の適合車種へ買い換えを行う場合。

イ 低燃費車及び機械

耐用年数を経過し買換えを予定している農業用機械と比較して、燃料消費量が原油量換算で10%以上節減可能な農業用機械へ買換えを行う場合。

ウ 電力機械

耐用年数を経過し買換えを予定している農業用機械と比較して、消費電力量が原油換算量で10%以上節減可能な農業用機械へ買換えを行う場合。

エ 低燃費・省電力機械

耐用年数を経過し買換えを予定している農業用機械と比較して、燃料消費量と消費電力量の合計が原油換算量で10%以上節減可能な農業用機械へ買換えを行う場合。

オ 粉塵飛散防止機械

米麦を脱穀する際に発生する粉塵の飛散を防止する機械を導入する場合。なお、導入機械は、本県他部局で補助金による対応が不可能であり、かつ公的機関において有効性が確認されているものに限る。

③ 特認

上記以外の場合でも、新時代対応型の趣旨に照らし特に必要と認められる場合で、事業効果が明らかな取組。

④ 原油量への換算方法

原油量への換算は「省エネ法施行規則第4条第1項及び第3項」に基づき、以下の換算係数を用いて行うものとする。

種 類	量	発熱量(MJ)	種 類	量	発熱量(MJ)
ガソリン	1 ^{リットル}	34.60	B・C重油	1 ^{リットル}	41.90
灯油	1 ^{リットル}	36.70	昼間電力	k W h	9.97
軽油	1 ^{リットル}	37.70	夜間電力	k W h	9.28
A重油	1 ^{リットル}	39.10	—	—	—

⑤ 実施要件

ア 既存資材から張り替えや建て替えを行う場合には、既存資材より長期利用が可能であることを証明できる資料(カタログ等)を添付すること。

イ 農業用機械を買い換える場合、買い換えの対象となる機械新たな機械が導入要件を満たしていることを証明できる資料(カタログや燃料・電気消費量の試算表等)を添付すること。

ウ 農業用機械の買換えの場合は、買換えの対象となる機械の廃車証明等の処分したことを証明できる資料を添付すること(実績報告時)。

エ 処分にあたり下取り等の売却した場合には、総事業費から売却で得た収益を控除すること。

4 新規就農者支援型

(1) 事業主体となりえる認定新規就農者は、第1の5の(2)に該当する者であって、認定後5年以内の者とする。ただし、既に認定協議を行っており、認定が確実な者は事業主体となり得る。

(2) 実施要件

① 補助対象となる機械、施設は、認定新規就農者が基盤法第14条の1に規定する就農計画に即して農業経営の展開を図るのに必要なものとする。

② 認定新規就農者が必要とする農業用機械のうち、25ps未満のトラクターを導入する場合における第1の10の規定の適用にあたっては、「群馬県における特定高性能農業機械の導入に関する計画」のうち下限面積に係る部分は、適用しないものとする。

③ 当該生産者の就農計画に基づいた所得目標を設定するものとする。

5 アグリビジネス参入型

(1) 事業主体は、農業生産活動を行う参入後原則3年度以内の中小企業とする。

この事業における中小企業とは、資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下かつ常時使用する従業員の数が100人以下の法人(以下「中小企業」という。)であること(中小企業以外から出資を受けている子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。)は除く。)

(2) 実施要件

- ① 農地に権利設定を行う場合には、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行う旨を記載した協定（以下「地域との調和に関する協定」という。）を市町村と締結すること。
- ② 事業実施の翌年度から3年度以内に参入地域から1名以上の雇用を行うこと。
なお、「雇用」とは、当該事業主体と民法第623条規定する「雇用契約」又は労働契約法6条に規定する「労働契約」を締結すること。
- ③ 農業への参入日は、農地法第3条第3項又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権設定等による農地の権利設定日とする。

第3 ソフト事業の対象経費

ソフト事業の対象経費は、補助対象事業遂行のため必要な経費であって、次表の区分に従い支出した経費に限るものとし、領収書等の支出を証明する書類は必ず保管のこと。

節		区 分	補助対象外事例
報償費	謝金	○補助対象事業の研修等の講師等に対する謝金 ・視察先、講師等の謝金	○土産代等左以外の報償費
旅費	普通旅費	○補助対象事業施行のため直接必要な旅費 ・先進事例調査、市場調査等のために必要な旅費	○宿泊経費
	講師等旅費	○補助対象事業の研修等の講師等に対する旅費 ・講師等の旅費	
需用費	消耗品費	○各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品に係る費用	○事業以外の用途に供する消耗品費
	燃料費	○補助対象事業の先進事例調査、研修等の際にかかった燃料費 ・燃料費（自動車等の燃料費）	○事業主体の運営経費的(日常的に発生する経常経費)な燃料費
	食糧費	○事業施行上特に必要な食糧費とする。 ・講師等弁当、茶菓子賄料	○懇親会費 ○会食経費
	印刷製本費	○資料、図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費	○事業以外の用途に供する資料費
役務費	通信運搬費	○郵便料、電信電話料、運搬費等	○事業以外の用途に供する通信運搬費、手数料、回線使用料
	手数料	○振込手数料	
委託料		○労務管理、経営分析等の委託料	
使用料及び料用料		○会議用会場、貨客兼用自動車、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料 ○有料道路通行料	○懇親会場借料 ○事務所賃借料 ○事業以外の用途に供する賃借料及び損料
備品購入費		○ソフト事業遂行のための機械器具等（委託・賃借等に対応できるものは除く）	

第4 添付資料等（特に指示のない場合は、書類の写し。）

区 分	新時代対応型		新規就農 支援型	アグリビ ジネス参 入型
	スマート 農業支援 タイプ・ 担い手支 援タイプ	担い手支 援タイプ （環境配 慮した取 組）		
法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書） （発行日から3ヶ月以内のもの）	○	○		○
資本金の額または出資の総額が確認できる書類				○
従業員数の確認ができる書類 （労働保険申告書法人事業概況説明書、所得税の納付書、賃金台帳等）				○
【農地所有適格法人のみ】 市町村に報告されている農地所有適格法人であることが確認できる書類 （市町村農業委員会の農地所有適格法人台帳または農地所有適格法人要件確認書、 農地所有適格法人報告書（市町村農業委員会の受領印があるもの）等）	○※1	○※1		
【認定農業者のみ】 農業改善計画、農業経営改善計画認定書	○	○		
【認定新規就農者のみ】 就農計画、就農計画認定書 （就農変更計画、就農計画変更認定）			○	
地域との調和に関する協定	○※2			○
農地の権利設定が確認できる書類 （農地法3条許可証、利用権設定等通知）				○
議事録（当事業実施の旨を記載・押印したもの。個人を除く。）	○	○	○	○
実施基準第2の3の⑤の実施要件に定める書類 ① 既存資材から張り替えや建て替えを行う場合、既存資材より長期利用が可能であることを証明できる資料(カタログ等) ② 農業用機械を買い換える場合、買い換える対象となる機械及び新たな機械が導入要件を満たしていることを証明できる資料(カガや燃料・電気消費量の試算表等) ③ 農業用機械の買換えの場合、買換えの対象となる機械の廃車証明等の処分したことを証明できる資料(実績報告時)		○		
【個人及び法人格を有する組織のみ】 ・滞納処分にかかる国税及び地方税の納税証明書 （過去3カ年間に滞納処分がないことの証明） （発行日から3ヶ月以内のもの） ・納税証明書が取得できない場合、課税証明又は非課税証明	○	○	○	○
実施要領(以下「実施要領」という。)の様式第1号の添付書類にある「その他必要な書類」	機械施設等の管理運営規定、能力計算書、農業機械等導入計画整理表、カタログ、施設の図面、現況写真、定款(規約)、構成員名簿、リース契約書(案)、リース契約者一覧、被災証明、融資証明、輸出に係る契約書 等			

※1 農事組合法人は、県へ届出がされていることを確認すること。

※2 民間出資の農地所有適格法人の場合

○群馬県農業農村振興計画（計画年度：令和3年度～令和7年度）の施策区分^{テーマ}

大テーマ	
中テーマ	小テーマ
I 成長産業として、農業の持続的な発展「産業政策」	
未来につながる担い手確保と経営基盤の強化【人・農地】	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューノーマルに対応した多様な農業従事者の確保 ・地域農業を支える力強い経営体の育成 ・農地利用の最適化と生産基盤の整備による農業の成長産業化 ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理の推進
次世代につなぐ収益性の高い農業の展開【収益性向上】	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューノーマルにおける園芸産地等の競争力強化 ・国際競争に打ち勝つ強靱な畜産経営の確立 ・地域の特性を生かした持続的な水田農業の展開 ・DXを背景としたスマート農業等の新技術や新品種の研究開発と普及促進 ・農業経営の安定化に向けたリスクマネジメントの強化
豊富で多彩な県産農畜産物の需要拡大【需要拡大】	<ul style="list-style-type: none"> ・県産農畜産物の「強み」を生かした魅力発信と需要拡大 ・農畜産物等の輸出促進による販路拡大 ・食の地産地消の推進による地域内の経済循環の向上 ・安全確保策に基づく安全・安心な農畜産物の提供
II 多面的機能の発揮 農村の持続的な発展「地域政策」	
魅力あふれる農村の持続的な発展【魅力度向上】	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的・文化的背景を持つ多彩な地域特産物の生産振興 ・資源循環を目指した環境保全型農業の推進 ・誰もが安心して暮らせる農村地域に向けた防災・減災対策の強化 ・官民共創による野生鳥獣被害防止対策の強化
ニューノーマルがもたらす農村の新たな価値の創出【価値創出】	<ul style="list-style-type: none"> ・「快疎」な空間としての農村地域を求める関係人口の拡大・深化 ・農村協働力（地域の絆）の深化による多面的機能の維持・発揮

様式第1号

令和〇年度 はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施計画書

市 町 村 名			
計画書作成年月日	年 月 日		
	(第1回変更)	年 月 日	
	(第2回変更)	年 月 日	
	(第3回変更)	年 月 日	

No	大 テ ー マ [中 テ ー マ] (小 テ ー マ)	事 業 費 (円)	負 担 区 分 (円)				備 考
			県	市町村	融資	その他	
	〇〇〇型						
	〇〇〇型計						
	〇〇〇型						
	〇〇〇型計						
	合 計						

テーマ計画

1 テーマ及び目的等

No	大テーマ				
地区名		受益戸数	戸	受益面積	ha
課 題					
目 的					

2 実施計画

(単位：戸、ha)

No.	区 分 (小テーマ)	事業区分	事業主体名	受 益		対象作物	設置場所	実施期間	事 業 量	事業費 (円)	負 担 区 分 (円)				・成果目標 (利用目標)
				戸数	面積						県	市町村	融資	その他	・共同性要件
合 計															

(注1) 「区分」欄には、小テーマを記入すること。

(注2) 「事業区分」欄には、事業の内容(新時代対応型、新規就農者支援型、アグリビジネス参入型のいずれか)を記入すること。

(注3) 「事業量」欄には、研究会や補助対象機械・施設等の開催回数、単価、面積、基数、台数、構造能力等を記入すること。

(注4) 「・成果目標(利用目標)・共同性要件」欄には、成果目標及び成果目標値、新時代対応型(スマート農業支援タイプ・担い手支援タイプ(環境に配慮した取組は除く))、機械・施設、基盤整備等の利用面積、生産量、処理量、利用回数等を記入すること。農業者の組織する団体等が事業主体の場合、共同性要件(3つ以上)について記入すること。

3 活動・利用計画
(ソフト事業)

No.	事業区分	開催・実施時期	開催・実施内容	場 所	参加人数 (実施回数)	事業費	具 体 的 内 容
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	

(ハード事業)

No.	事業区分	機械・施設名等	規模・能力・規格等	設置場所	事業費	利 用 計 画	既存機械・ 施設等の概要*	原油消費量*			プラン位 置付け	共済等加 入見込み	備考
								現状*	計画*	節減率*			
					円								
					円								
					円								
					円								
					円								

(注1) 「No.」欄には、2のNo.を記入すること。

(注2) ※印欄は、担い手支援タイプ（環境に配慮した取組）のみ記載すること。

- 1 担い手支援タイプ（環境に配慮した取組）で被覆資材の張替を実施する場合には、「規模・能力・規格等」の欄に資材の名称、材質及び展張可能年数も記載すること。
- 2 担い手支援タイプ（環境に配慮した取組）の「既存機械・施設等の概要」の欄には、機械の名称、導入年度、能力、施設の設置年度、被覆資材の名称、材質及び展張可能年数等を記載すること。
- 3 担い手支援タイプ（環境に配慮した取組）の「原油消費量」欄は、「低燃費」又は「省電力」機械への買換えの場合、様式9号により算出した数量を記載すること。
- 4 担い手支援タイプ（環境に配慮した取組）で「排出ガス規制適合車」への買換えの場合には、備考欄に環境省への「型式届出番号」又は「承認番号」を記載する。

(注3) 「人・農地プラン位置付け」欄は、位置付けてある場合は「済」、位置付けていない場合は位置付け予定日を「〇年〇月」を記載すること。

(注4) 「共済等加入見込み」欄は、加入見込みがある場合は「○」、加入見込みがない場合は「×」、該当がない場合は「-」を記載すること。

4 関連事業等

事業名	実施年度	事業主体名	事業内容	事業費	実施（設置）場所	実施・利用状況
				円		
				円		
				円		

(注1) はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業のソフト事業を継続して実施する場合に記入すること。

(注2) はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業及び他の補助事業により関連する機械・施設整備を実施した場合に記入すること。

5 添付資料

(1) ○○○○○

(2) ○○○○○

添付資料（例）

- ・位置図、規模決定根拠、利用計画及び規約、図面（平面図、立面図、側面図等）、概算見積書等
 なお、位置図については、地区の範囲、作物導入圃場、機械施設等の位置を記入し、引出線により区分、事業内容、事業量を明示すること。
- ・事業主体となる組織・運営に関する規約及び構成員の名簿
- ・「新時代対応型」で原油量換算が必要な場合は、別記様式9号
- ・その他計画を説明する上で必要な資料

群馬県〇〇農業事務所長 様

市町村長
〔 〕
 県域団体等
 所在地
 団体名
 代表者

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業計画の承認について（申請）

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施要領第 3 の 2 に基づき、事業計画を承認されたく申請します。

※ 様式第 1 号及び様式第 6 号を添付のこと。

誓約書

年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 様

住所（法人等にあつては所在地）

氏名（法人等にあつては法人名及び代表者名）

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

群馬県〇〇農業事務所長 様

市町村長
〔 〕
 県域団体等
 所在地
 団体名
 代表者

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業計画の変更承認について（申請）

令和〇年〇月〇日付け〇農第〇〇〇－〇号により承認された標記事業計画について、下記のとおり変更したいので、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施要領第3の6の（1）に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 テーマ
- 2 変更内容及び理由
- 3 変更後の事業計画

様式第1号の様式に準じ、変更のあった箇所のみ、変更前後を対比できるように2段書きするとともに（変更後を下段、変更前を上段にカッコ書き）、必要書類を添付するものとする。

群馬県〇〇農業事務所長 様

市町村長
〔 〕
 県域団体等
 所在地
 団体名
 代表者

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業の事業評価について（報告）

このことについて、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施要領第5の2に基づき事後評価を実施しましたので、報告します。

記

事業実施年度 令和〇年度

※ 様式1号の備考欄に事後評価の対象を明示したものと及びそのテーマに対する様式第6号を添付のこと。

様式第 6 号

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業評価表

事業評価年度		事業実施年度		
市町村名		地区名		事業主体名
No		テーマ		

事業の導入により期待される効果及び目標				
事前 評価 記入 欄	<p>(事業実施前)</p> <p style="text-align: center;">┆</p> <p>(事業実施後)</p> <p>(地域内の農地・労働力・機械施設等農業基盤を有効活用した地域営農システムの確立、収量や作付の増加、収穫物の品質向上や低コスト化、地域活動の活発化、地域農業への効果の波及などを記載。 なお、成果目標があるものは、成果目標及び成果目標値もあわせて記載すること。)</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>効果及び目標の達成状況</th> <th>自己評価及び改善事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </tbody> </table>	効果及び目標の達成状況	自己評価及び改善事項等	
効果及び目標の達成状況	自己評価及び改善事項等			
<p>農業事務所記入欄 (事前評価)</p> <p>(事後評価)</p>				

- (注 1) 事業主体ごとに作成すること。
- (注 2) 実施計画書に添付するときは、事前評価記入欄のみを記入すること。
- (注 3) 事業実績報告に添付ときは、事後評価記入欄に追記し報告すること。
- (注 4) 事業効果・目標については、できる限り具体的な数値を用いて記述すること。

様式第7号

文書番号
令和〇年〇〇月〇〇日

群馬県〇〇農業事務所長 様

市町村長
県域団体等
所在地
団体名
代表者

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業により導入・整備した機械・施設の利用状況について（報告）

このことについて、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施要領第5の3に基づき下記の機械・施設の利用状況を報告します。

記

実施年度	報告年次	地区名	事業主体名	事業内容等	事業費	県補助金	備考
	第 年次						
	第 年次						
	第 年次						
	第 年次						
	第 年次						
	第 年次						
	第 年次						

※ 様式8号「機械・施設利用状況報告書」を添付のこと。

様式第8号

機械・施設利用状況報告書

1 実施地区等

事業実施年度	年度	市 町 村 名		地 区 名		事業主体名	
事業報告年度	年度	テ ー マ					

2 事業内容等及び利用状況

事業区分	対象名 (作物名)	事業内容等			総事業費 (千円)	県補助金 (千円)	成果目標 (利用目標)	稼働初年度 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	○年目 (年)	○年目 (年)	目 標 (年)
		機械・施設名等	事業量	構造・規格・能力等									

(注) 1 表中「成果目標 (利用目標)」欄の上段には、利用量 (t、kg)、稼働面積 (ha) 等を記入のこと。

2 表中「成果目標 (利用目標)」欄の下段には、利用率 (%)、稼働率 (%) 等を記入し、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求めること。

4 改善計画等

※利用率、稼働率が70%未満の場合は、具体的な改善計画を記述のこと。

燃料等消費量原油量換算表(参考様式)

現 状							目 標								
作業名	区分	○月	○月	○月	○月	○月	備考	作業名	区分	○月	○月	○月	○月	○月	備考
	作業日数								作業日数						
	作業時間								作業時間						
	作業量								作業量						
作業名	作業時間 (h/日)	延べ 作業日数	単位時間 当たり消 費量(l/h)	燃料等 消費量	燃料等の 種類	単位時間当たり消 費量の根拠・出典		作業名	作業時間 (h/日)	延べ 作業日数	単位時間 当たり消 費量(l/h)	燃料等 消費量	燃料等の 種類	単位時間当たり消 費量の根拠・出典	

原油量換算

発熱量10MJ = 原油換算量0.258リットル

エネルギーの 種類	使用量		熱量 MJ	換算係数	
	単位	数値		数値	単位
ガソリン	リットル			34.6	MJ/リットル
灯油	リットル			36.7	MJ/リットル
軽油	リットル			38.2	MJ/リットル
A重油	リットル			39.1	MJ/リットル
B・C重油	リットル			41.7	MJ/リットル
電気	昼間買電	kWh		9.97	MJ/kWh
	夜間買電	kWh		9.28	MJ/kWh
合 計			0.0		
原油換算		リットル		0.0258	リットル/MJ

原油量換算

発熱量10MJ = 原油換算量0.258リットル

エネルギーの 種類	使用量		熱量 MJ	換算係数	
	単位	数値		数値	単位
ガソリン	リットル			34.6	MJ/リットル
灯油	リットル			36.7	MJ/リットル
軽油	リットル			38.2	MJ/リットル
A重油	リットル			39.1	MJ/リットル
B・C重油	リットル			41.7	MJ/リットル
電気	昼間買電	kWh		9.97	MJ/kWh
	夜間買電	kWh		9.28	MJ/kWh
合 計			0.0		
原油換算		リットル		0.0258	リットル/MJ

燃料消費率

燃料消費率 = (現状消費量 - 目標消費量) ÷ 現状消費量

様式第10号

文書番号
令和〇年〇〇月〇〇日

群馬県〇〇農業事務所長 様
又は 市 町 村 長 様

市町村長
〔 〕
 県域団体等
 所在地
 団体名
 代表者
又は
 所在地
 事業主体名
 代表者名

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業に係る指令前着工届の提出について

令和〇年度はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施要領第3の5の規定に基づき指令前着工届を提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由により実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

テーマ	事業主体名	事業内容 ・事業量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由

別紙様式例

以内申請理由書

令和〇年〇月〇日付け 号をもって内示のあったはばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費補助金のうち〇, 〇〇〇, 〇〇〇円については、下記理由により保留します。

割当内示額	今回の申請額	既申請額	今後の予定	
			申請額	申請時期

理由

〇〇〇〇〇〇のため

- (注1) 申請額は県費を記入すること。
- (注2) 理由は具体的に記入すること。
- (注3) 様式は任意であり、上記に準ずるものでよい。